

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	亀岡市低所得者支援及び定額減税補足等給付金支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市低所得者支援及び定額減税補足等給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	亀岡市低所得者支援及び定額減税補足等給付金支給事務
②事務の概要	電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯及び定額減税を十分に受けられない世帯に対して、給付金を支給する。
③システムの名称	基幹業務支援システム(支援給付金システム)、団体内宛名番号連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
基幹業務支援システム(支援給付金システム)、団体内宛名番号連携システム、中間サーバー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10・11条 ・番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課/政策企画部企画調整課
②所属長の役職名	地域福祉課長/企画調整課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5073 政策企画部企画調整課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5006
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	亀岡市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	評価書名	亀岡市低所得世帯支援給付金に関する事務	亀岡市低所得者支援及び定額減税補足等給付金支給事務	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 ①事務の名称	亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務	亀岡市低所得者支援及び定額減税補足等給付金支給事務	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 ②事務の概要	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るために、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円を支給する。	電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯及び定額減税を十分に受けられない世帯に対して、給付金を支給する。	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 ③システムの名称	基幹業務支援システム(亀岡市低所得世帯支援給付金)	基幹業務支援システム(支援給付金システム)	事後	
令和6年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	公表日	令和5年7月13日	令和6年6月1日	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 ③システムの名称	基幹業務支援システム(支援給付金システム)	基幹業務支援システム(支援給付金システム)、団体内宛名番号連携システム、中間サーバー	事後	
令和6年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域福祉課	健康福祉部地域福祉課/政策企画部企画調整課	事後	
令和6年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	地域福祉課長	地域福祉課長/企画政策課長	事後	
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年7月1日	公表日	令和6年6月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10・11条 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和3年内閣府、総務省告示第2号)	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10・11条 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	
令和6年10月1日	公表日	令和6年7月1日	令和6年10月1日	事後	